

専門実践教育訓練の給付金のご案内

専門実践教育訓練の「教育訓練給付制度」とは…

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の在職者（一般被保険者、または離職者（一般被保険者）であった方が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

対象者

2年間社会人経験があり、昼間部へ入学される方

（受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険被保険者期間を有している方）

対象学科

（ホスピタリティ ツーリズム専門学校大阪）

観光学科 昼間部 ホテル科

観光学科 昼間部 旅行科

観光学科 昼間部 テーマパーク科

観光学科 昼間部 鉄道サービス科

観光学科 昼間部 エアライン科

観光学科 昼間部 エアポート科

観光学科 昼間部 英語コミュニケーション科

（大阪ブライダル専門学校）

昼間部 ブライダル学科

給付支給額 最大で**96万円の支給**を受けられる可能性があります。

1年目 **最大32万円**（訓練費用の40%）

2年目 **最大32万円**（訓練費用の40%）

さらに…

（1年以内に就職した場合） **最大32万円**（訓練費用の60%）

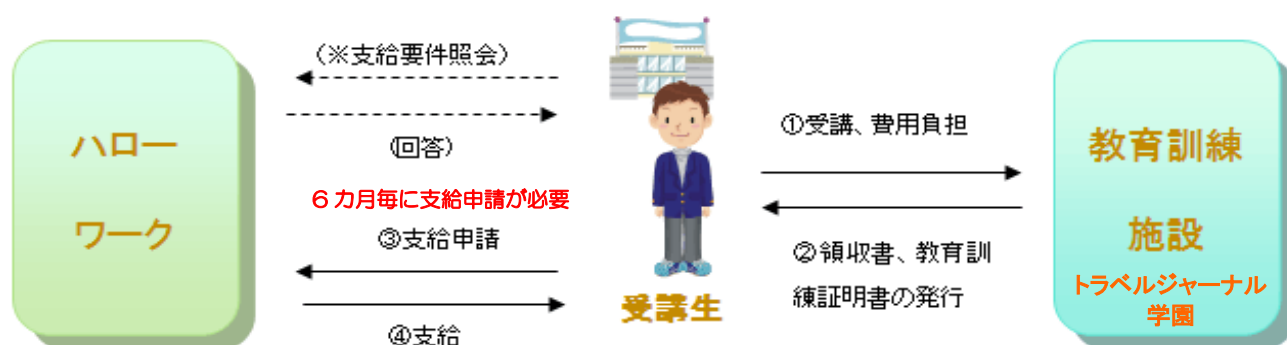
上記金額算出：受講修了後 48万円（年間上限） - 訓練費用 32万円 = 16万円 × 2年分 = 32万円

さらに、上記一定の要件を満たした申請者が失業状態の場合は、「**教育訓練支援給付金**」を受けることも可能です。

教育訓練支援給付金とは…原則として離職される直前の6カ月前に支払われた金額から算出された基本手当の日額に相当する額の50%が支払われます。（ただし、失業保険をもらっている場合は、失業保険が優先されて支払われます）

教育訓練給付の支給までの流れ

※受講開始日の1カ月前までに手続きが必要になります



① 最寄りのハローワークにて教育訓練給付金の申請

訓練前キャリア・コンサルティングを受講し、ジョブ・カードの交付を受けます。

※受講開始日の1カ月前までに手続きが必要です。受講開始日は、当学園へ必ずご確認ください。

② 受給資格確認票等の提出

③ 6カ月ごとに教育訓練給付制度の支給申請にハローワークへ

受講前の提出書類（ハローワークに提出）

- ①教育訓練給付金および教育訓練支援給付金受給資格確認票(ハローワーク等で配布)
- ②ジョブ・カード(キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの)
- ③本人・住所確認書類として運転免許証または住民基本台帳カード(写真付)等
- ④雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格者証でも可)
- ⑤教育訓練給付適用対象期間延長通知書
- ⑥写真2枚(正面上半身、縦 3.0 センチ×横 2.5 センチ)
- ⑦払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※上記書類だけでなく支給申請にはさらに提出書類が必要になります。ハローワークにご確認ください。

(注 意)

・学校が指定する進級・卒業判定基準を超える欠席があった場合は、以後一切教育訓練給付金が支給されなくなります。

・学校が指定する進級・卒業判定基準を超える成績不良や休学等があった場合も教育訓練給付金が支給されなくなります。

・受講開始日に誤りがあったため、受講開始日の1カ月前までに「教育訓練給付金受給資格確認票」の提出がなされなかった場合、原則受給資格が認められません。必ず当学園にご確認をお願いします。

くわしくは、最寄りのハローワークにお問合せください。

教育訓練給付制度

検索